

亀山市公告第17号

亀山市森林整備計画を変更したので、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第4項において準用する同法第10条の5第10項の規定により公表する。

なお、当該亀山市森林整備計画変更計画案の縦覧期間中（平成27年1月29日から同年2月28日まで）において、当該亀山市森林整備計画変更計画案についての意見の申立てはなかった。

平成27年3月10日

亀山市長 櫻井義之